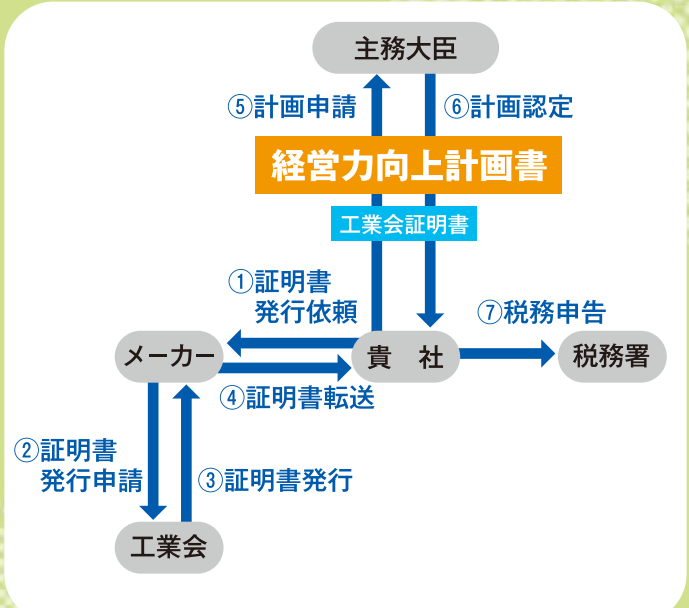


**申請スキーム** 経営力向上計画書の申請から制度利用までの流れ

お客様の”決算年度内”に**経営力向上計画書**の”**認可**”までが必要です。

**原則** 納入前の経営力向上計画書の認可が必要になります。  
工業会証明書の発行に約3週間、お客様からの経営力向上計画書の提出から認可まで約1ヶ月かかりますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

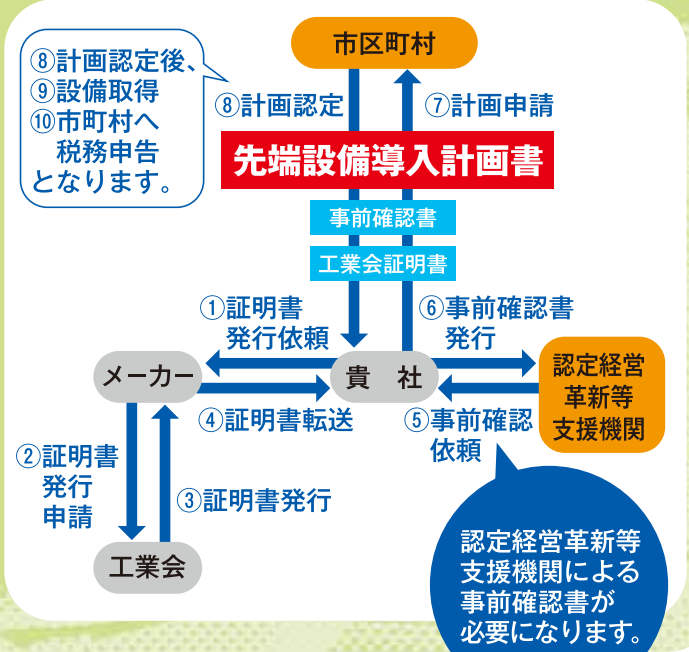
**例外** 納車後 60 日以内に経営力向上計画書が受理されれば本制度の活用が可能です。  
※ただしお客様年度内の認可が必須になります。



**申請スキーム** 先端設備導入計画書の申請から制度利用までの流れ

納車前の”**認可**”が必須となります。

納入前の経営力向上計画書の認可が必要になります。  
工業会証明書の発行に約3週間、お客様からの先端設備導入計画書の提出から認可まで約1ヶ月かかりますので、余裕を持った申請をお願いいたします。  
即時償却・税額控除と異なり、**納車後60日以内の申請猶予はございません**のでご注意ください。



※本制度のご利用につきましては顧問税理士、公認会計士等にご相談の上、ご利用ください。

日立建機日本株式会社

よくあるご質問

Q&A

- Q1.各計画書はいつまでに認可が必要ですか？**  
**A1. 経営力向上計画書**：原則、納車前の認可が必要です。ただし、例外として納車後60日以内に計画書が受理されれば制度を利用することが可能です。  
**先端設備導入計画書**：決算年度内に認可は不要ですが、納車前の認可が必須ですのでご注意ください。
- Q2.決算年度内に、納入後60日以内に経営力向上計画書を申請し、翌年度に認可となった場合は、当事業年度の税務申告時に税制利用できますか？また、翌事業年度での税制利用も可能ですか？**  
**A2. 利用できません。**  
 事業年度末までに認可を受けたもののみが税制の対象となりますので、当事業年度では利用できません。また、翌事業年度についても利用できません。
- Q3.各計画書の提出先はどこになりますか？**  
**A3. 経営力向上計画書**：お客様の事業内容によって異なります。ご不明な場合は顧問税理士・公認会計士にご相談ください。  
**先端設備導入計画書**：各市町村への提出となります。
- Q4.即時償却と固定資産税軽減措置の併用は可能ですか？**  
**A4. 可能です。**ただし、経営力向上計画書と先端設備導入計画書の2つが必要になります。
- Q5.補助金や利子補給金等を受けた設備であってもこの税制措置を使えますか？**  
**A5. はい、利用可能です。**ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。同様に、「積立金方式」を用いた場合も、税務上の取得価額は補助金額等を差し引いた価額となります。また、補助金の交付年度が翌事業年度になる場合においては、予定交付額を差し引いた価額が税額控除対象金額となります。
- Q6.購入ではなくリースの場合も、この税制措置を使えますか？**  
**A6. ファイナンスリース取引は対象となります。**  
 ただし、所有権移転外リースの場合は税額控除と固定資産税軽減措置のみが対象となります。オペレーティングリース取引については、本制度はすべて対象外となります。
- Q7.申請から認可までどれくらいの期間が掛かりますか？**  
**A7. 工業会証明書の発行に約3週間、その後お客様からの計画書提出から認可まで約1か月を見込んでおります。**

お問い合わせは・・・

**優遇税制が延長になりました！**  
**下記の制度が選択できます。**

- 1 即時償却・税額控除**  
 中小企業経営強化税制  
 即時償却もしくは税額控除7%または10%\*  
 ※資本金：3,000万円未満：10% / 3,000万～1億円：7%
- 2 固定資産税ゼロ～半額**  
 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税軽減措置
- 3 30% 特別償却**  
 中小企業投資促進税制



それぞれの計画書の作成に際しましては、**顧問税理士の方にご相談をお願いします。**

\*：即時償却と税額控除は、固定資産税ゼロ～半額と併用が可能です。

# 1 中小企業経営強化税制

対象者	対象者事業規模および優遇措置	対象設備	レンタル資産	適用要件	必要書類	申請期日
青色申告の中小企業等	<p>前3事業年度の所得金額*の平均額が15億円以下の法人</p> <p>資本金3,000万円以下の法人または個人事業主</p> <p>↓</p> <p>即時償却もしくは購入額の10%税額控除</p> <p>資本金3,000万円～1億円</p> <p>↓</p> <p>即時償却もしくは購入額の7%税額控除</p>	*3「先端設備」対象製品(中古資産は対象外)	対象外	<p>①生産性向上(年平均1%以上)</p> <p>②最低取得価格(単品160万円以上)以上のすべての機械</p>	経営力向上計画書	原則納車前(例外として納車後60日以内であれば適用可能)

# 2 生産性向上特別措置に基づく固定資産税軽減措置

対象者	対象者事業規模および優遇措置	対象設備	レンタル資産	適用要件	必要書類	申請期日
中小企業等	<p>前3事業年度の所得金額*の平均額が15億円以下の法人</p> <p>資本金1億円以下の法人または従業員1,000人以下の個人事業主</p> <p>↓</p> <p>3年間固定資産税ゼロ～半額</p>	*3「先端設備」対象製品(中古資産は対象外)	対象	<p>①生産性向上(年平均1%以上)</p> <p>②最低取得価格(単品160万円)以上のすべての機械</p>	<p>・先端設備導入計画書</p> <p>・認定経営革新等支援機関による事前確認書</p>	納車前厳守

# 3 中小企業投資促進税制

対象者	対象者事業規模および優遇措置	対象設備	レンタル資産	必要書類	申請期日
青色申告の中小企業等	<p>前3事業年度の所得金額*の平均が15億円以下の法人</p> <p>資本金3,000万円以下の法人または個人事業主</p> <p>↓</p> <p>30%特別償却もしくは購入額の7%税額控除</p> <p>資本金3,000万円を超える法人</p> <p>↓</p> <p>30%特別償却</p>	*3「先端設備」以外も対象(最低取得価格(単品160万円以上))(中古資産は対象外)	対象外	書類不要	税務申告時

※所得金額=売上-必要経費 売上そのものではありません。

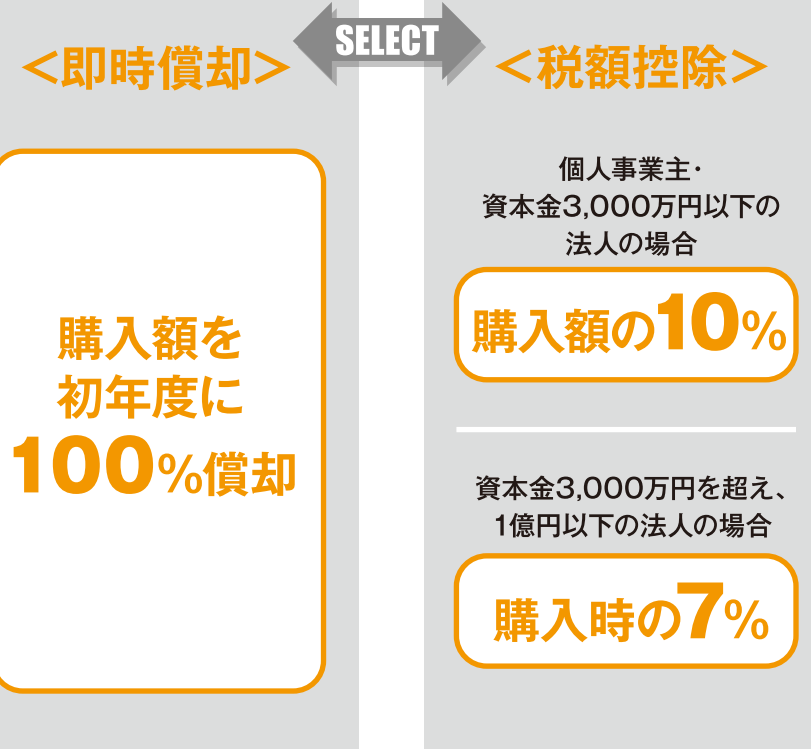
※1.対象期間は2019年4月～2021年3月まで ※2.対象期間は2018年6月～2021年3月まで  
 ※3.「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、要件を満たすもの

# 1 中小企業経営強化税制

「経営力向上計画」の認可を受けると  
即時償却もしくは税額控除が利用できます。\*

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人・個人事業主等</li> <li>NEW▶ ● 前3事業年度の所得金額*の平均額が15億円以下の法人</li> </ul>
-----	---

対象期間 2019年4月～2021年3月まで



▶▶ 経営力向上計画書の提出が必要です!  
 設備投資などの取り組みを記載した「経営力向上計画書」を主務大臣に申請していただき、認定されることにより、設備購入年度に税金の軽減措置が受けられます。

# 2 固定資産税軽減措置

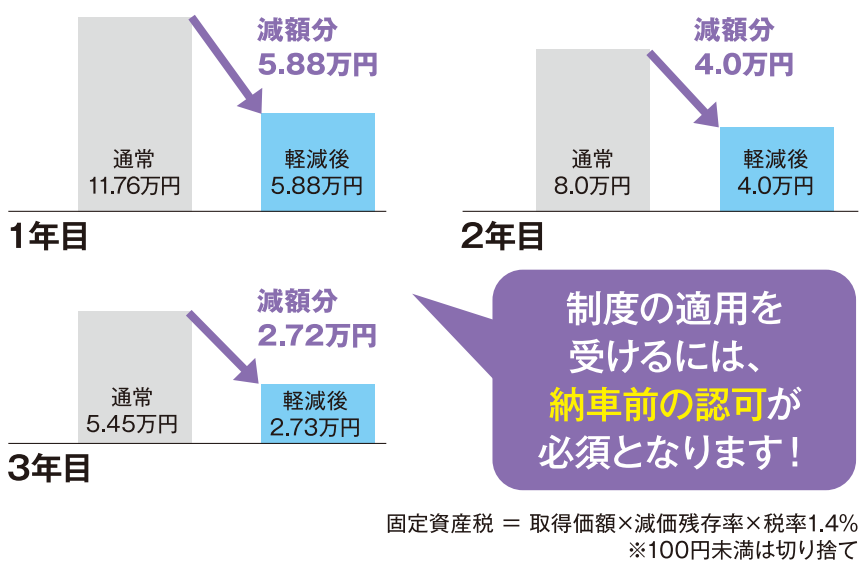
ご購入された設備の固定資産税を  
3年間ゼロ～半額にできます\*。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人・個人事業主等</li> <li>NEW▶ ● 前3事業年度の所得金額*の平均額が15億円以下の法人</li> </ul>
-----	---

対象期間 2018年6月～2021年3月まで

▶▶ 先端設備導入計画書の提出で固定資産税を軽減!

■ 取得価額1,000万円 耐用年数6年 3年間半額で計算した場合



▶▶ 中小企業経営強化法に基づく固定資産税軽減措置は終了しました。

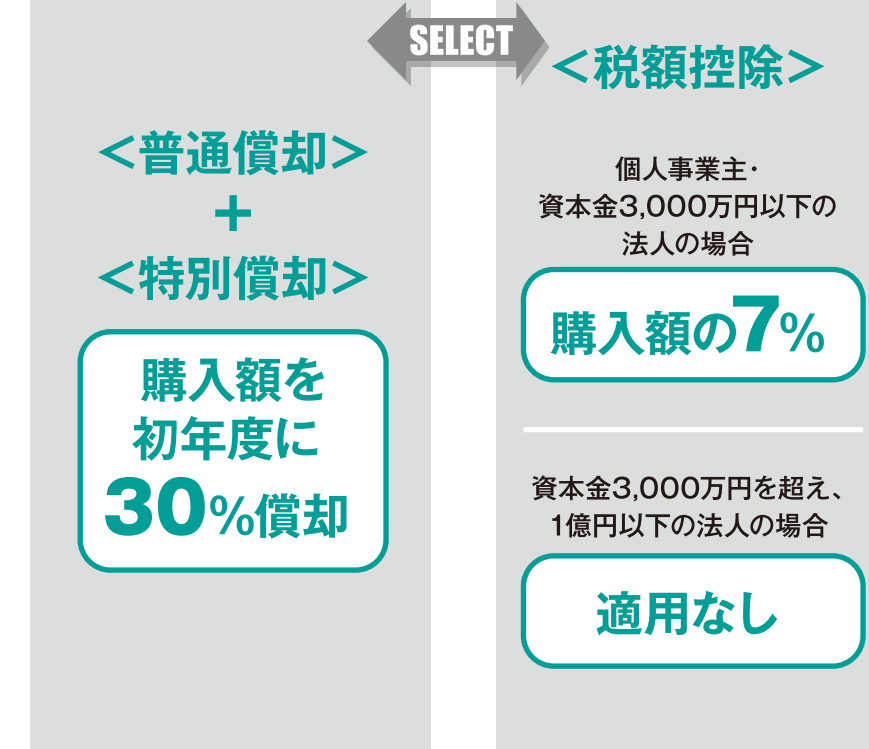
▶▶ 先端設備導入計画書の提出が必要です!  
 設備投資などの取り組みを記載した「先端設備導入計画書」を市区町村に申請していただき、認定されることにより固定資産税の減税を受けることができます。減税額は市区町村で異なりますので、各自治体にお問い合わせ下さい。

# 3 中小企業投資促進税制

2年間延長され  
2021年3月まで受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)</li> <li>● 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> <li>NEW▶ ● 前3事業年度の所得金額*の平均額が15億円以下の法人</li> </ul>
-----	---

対象期間 2019年4月～2021年3月まで



▶▶ 適用条件  
 ● 最低取得価格(単品160万円)以上であること  
 ※申請にあたり、書類等は不要です。  
 ※税額控除額は当期法人税額の20%が上限となり、限度超過額につきましては翌事業年度への繰越が可能です。

\*:即時償却と税額控除は、固定資産税ゼロ～半額と併用が可能です。